

令和2年度
行政監査結果報告書

「契約事務」について

令和2年12月

飯塚市監査委員 篠崎 充 俊

飯塚市監査委員 城丸 秀 高

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査のテーマ	1
3 監査の目的	1
4 監査の着眼点	1
5 監査の期間	1
6 監査の対象	1
7 監査の実施方法	1
第2 監査結果	3
1 調査票による調査結果	4
(1) 契約種別と契約方法の状況	4
(2) 予定価格と契約額の状況	5
(3) 適用条項ごとの随意契約の状況	6
(4) 見積り合わせを行った契約における業者との契約継続年数の状況	7
(5) 長期継続契約の状況	7
(6) 長期継続以外の複数年契約の状況	8
2 実地監査による調査結果	10
(1) 随意契約理由書について	10
(2) 事務処理について	11
(3) 草刈業務について	11
(4) 工事等の発注における事務について	12
第3 むすび	13
第4 資 料	17
1 飯塚市契約規則【抜粋】	17
2 飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例	20
3 飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則	21
4 契約状況調査票（別紙1）	22

第1 監査の概要

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ

「契約事務」について

3 監査の目的

地方自治体における事業の実施にあたっては、工事、物品の購入あるいは業務委託等に係る契約事務は欠かせないものであり、契約の締結においては、契約過程における透明性、公平性を確保することが重要であるとともに、その契約に対して税金を支出することに見合った価値となることが求められている。

今回の監査は、所管課が各自で締結する契約(総務部契約課が締結する以外の随意契約。)の事務が、内部規範に基づき、適正に実施されているかを把握し、その事務の有効性、経済性に加え、法令遵守及びリスク管理の状況について検証するとともに、課題を抽出し改善が必要な事項を検討し、今後の適正な契約事務の執行に資することを目的とする。

4 監査の着眼点

- (1) 事務処理手続きは、法令等に従って適正に行われているか。
- (2) 随意契約の理由は、法令等に照らして適正か。
- (3) 予定価格は適正に定められているか。
- (4) 長期間にわたり特定の者と随意契約を締結している場合、適宜見直しが行われているか。
- (5) 内部規範の運用に誤りはないか。
- (6) 事務の執行体制と内部規範に齟齬はないか。

5 監査の期間

令和2年4月15日(水)から令和2年12月17日(木)まで

6 監査の対象

令和元年度において、所管課(企業局を除く)が各自で締結した随意契約

7 監査の実施方法

- (1) 令和元年度における契約について、市の経理システム上、自課契約として処理されたものについて調査票にて調査を実施

- (2) (1)の結果に基づき、実地監査の対象を抽出し、関係書類の閲覧、担当職員に対する聴取等により監査
- (3) 契約にかかる管理統括課である総務部契約課より説明聴取

第2 監查結果

第2 監査結果

今回の監査で実施した調査票による調査及び実地監査の件数は下記のとおりである。

部	課	調査票	実地監査	部	課	調査票	実地監査
総務部	総務課	17	6	都市建設部	建設政策課	5	-
	防災安全課	32	6		住宅課	148	56
	人事課	2	-		土木管理課	245	22
	情報政策課	9	1		土木建設課	8	-
	契約課	4	-		建築課	1	-
行政経営部	総合政策課	4	-		都市計画課	48	11
	財産活用課	44	16		農業土木課	176	19
	税務課	3	1		穂波支所	市民窓口課	13
	都市施設整備推進室	11	1	経済建設課		105	8
市民協働部	人権・同和政策課	44	18	筑穂支所	市民窓口課	22	7
	男女共同参画推進課	2	1		経済建設課	56	22
	健幸・スポーツ課	82	19	庄内支所	市民窓口課	8	4
	まちづくり推進課	133	47		経済建設課	61	8
	地域振興課	19	8	颯田支所	市民窓口課	21	2
			経済建設課		38	8	
市民環境部	市民課	3	1	会計課	1	-	
	医療保険課	10	2	選挙管理委員会事務局	29	-	
	環境整備課	17	6	監査事務局	1	-	
	環境対策課	29	5	農業委員会事務局	4	2	
経済部	公営競技事業所	24	-	教育部	教育総務課	393	21
	産学振興課	27	8		学校教育課	17	-
	国際政策課	2	-		学校給食課	78	10
	商工観光課	27	18		生涯学習課	17	6
	農林振興課	19	-		文化課	56	20
福祉部	子育て支援課	79	14		合計	2,260	417
	高齢介護課	32	2				
	社会・障がい者福祉課	30	8				
	生活支援課	4	-				

1 調査票による調査結果

(1) 契約種別と契約方法の状況

①契約種別

支出科目別の契約種別をみると、委託(草刈・コンサルを除く)が 948 件 (41.9%) と最も多く、次いで工事が 590 件(26.1%)、修繕が 359 件(15.9%)、物品が 240 件(10.6%)、委託(草刈)が 106 件(4.7%)、委託(コンサル)が 11 件(0.5%)、リースが 6 件(0.3%)となっている。

節	契約種別	契約方法		合計	割合(%)
		見積り合わせ	単独見積り		
11	物 品	234	6	240	10.6
	修 繕	235	124	359	15.9
	小 計	469	130	599	26.5
13	委託(草刈・コンサルを除く)	443	505	948	41.9
	委 託 (草 刈)	73	33	106	4.7
	委 託 (コ ン サ ル)	5	6	11	0.5
	小 計	521	544	1,065	47.1
14	リ ー ス	1	5	6	0.3
15	工 事	560	30	590	26.1
合 計		1,551	709	2,260	100.0
(契約方法別の割合)		(68.6%)	(31.4%)		

②契約方法

契約方法別にみると、調査対象とした 2,260 件のうち、見積り合わせを行ったものは 1,551 件(68.6%)で、単独見積りをしたものは 709 件(31.4%)となっている。

③契約種別ごとにおける単独見積りの件数

契約種別ごとにおける単独見積りの件数をみると、委託(草刈・コンサルを除く)が 505 件(71.2%)と最も多く、次いで修繕が 124 件(17.5%)、委託(草刈)が 33 件(4.7%)、工事が 30 件(4.2%)、委託(コンサル)が 6 件(0.8%)、物品が 6 件(0.8%)、リースが 5 件(0.7%)となっている。

また、単独見積もりをした契約について、それぞれの契約件数に占める割合を比べると、主なものとして、リースが 83.3%で、次に委託(コンサル)が 54.5%、委託(草刈・コンサルを除く)が 53.3%、修繕が 34.5%、委託(草刈)が 31.1%となっている。

なお、調査票の回答内容について確認したところ、経理システムにおける契約種別等の入力誤りが散見された。

節	契約種別	単独見積りによる契約		それぞれの契約件数に占める割合
		件数	割合 (%)	
11	物 品	6	0.8	2.5% (6 件/240 件)
	修 繕	124	17.5	34.5% (124 件/359 件)
	小 計	130	18.3	21.7% (130 件/599 件)
13	委託 (草刈・コンサルを除く)	505	71.2	53.3% (505 件/948 件)
	委託 (草刈)	33	4.7	31.1% (33 件/106 件)
	委託 (コンサル)	6	0.8	54.5% (6 件/ 11 件)
	小 計	544	76.7	51.1% (544 件/1,065 件)
14	リ ー ス	5	0.7	83.3% (5 件/ 6 件)
15	工 事	30	4.2	5.1% (30 件/590 件)
	合 計	709	100.0	—

(2) 予定価格と契約額の状況

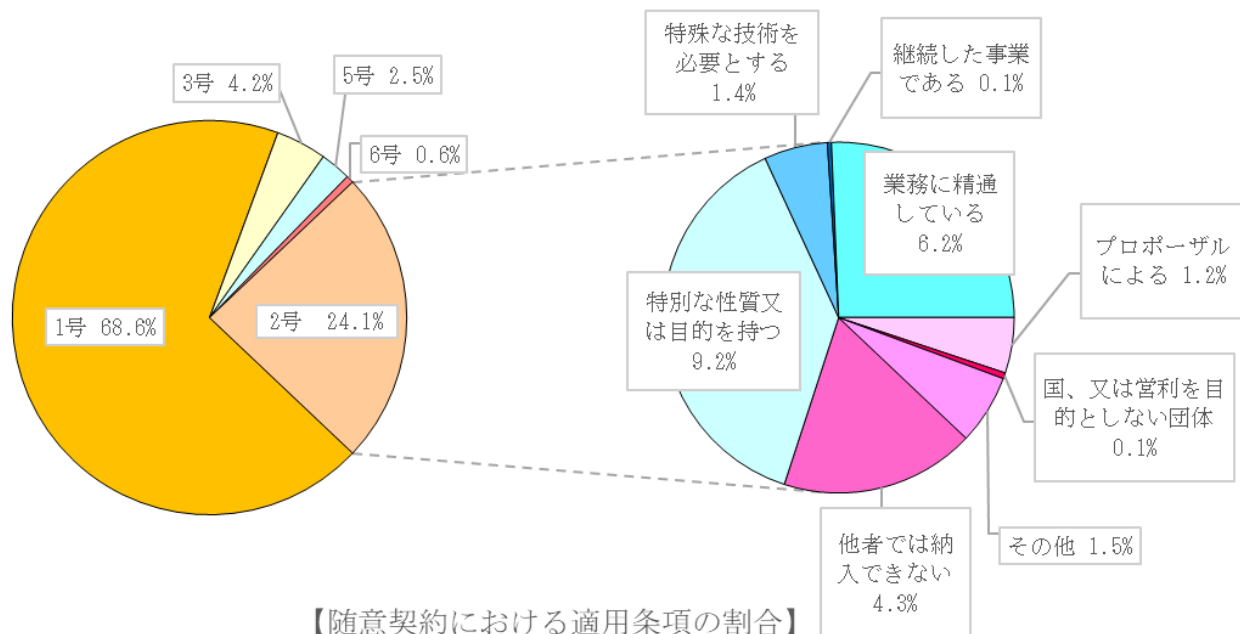
飯塚市契約規則(以下「契約規則」という。)第42条によれば、随意契約による場合、予定価格を決定することとされている。予定価格に占める契約額の割合について確認したところ、100%のものは1,369件で、全体の60.6%であった。

節	契約種別	契約額÷予定価格×100		合計
		100%	100%未満	
11	物 品	170	70	240
	修 繕	236	123	359
	小 計	406	193	599
13	委託 (草刈・コンサルを除く)	756	192	948
	委託 (草刈)	41	65	106
	委託 (コンサル)	6	5	11
	小 計	803	262	1,065
14	リ ー ス	6	0	6
15	工 事	154	436	590
	合 計 (割 合)	1,369 (60.6%)	891 (39.4%)	2,260 (100.0%)

(3) 適用条項ごとの随意契約の状況

(地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号から第9号)

支出科目別 随意契約の理由	11 節		13 節			14 節	15 節	合計	割合 (%)
	物品	修繕	委 託			リース	工事		
			(草刈・コンサル)	(草刈)	(コンサル)				
第1号（限度額内）	234	235	443	73	3	1	562	1,551	68.6
第2号（入札不適）	2	71	440	4	8	5	16	546	24.1
他者では納入できない	1	7	79	0	3	0	8	98	4.3
特別な性質又は目的を持つ	0	11	190	0	0	4	3	208	9.2
特殊な技術を必要とする	0	4	26	0	0	0	2	32	1.4
継続した事業である	1	0	0	0	0	1	0	2	0.1
業務に精通している	0	49	86	3	0	0	2	140	6.2
プロポーザルによる	0	0	22	0	5	0	1	28	1.2
国、県又は営利を目的としない団体	0	0	2	1	0	0	0	3	0.1
その他（選考対象指名業者が1者のみなど）	0	0	35	0	0	0	0	35	1.5
第3号（社会福祉関連）	0	1	85	8	0	0	0	94	4.2
第4号（新商品開発関連）	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
第5号（緊急）	3	49	1	0	0	0	4	57	2.5
第6号（入札不利）	1	3	0	0	0	0	10	14	0.6
第7号（有利な価格）	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
第8号（不落）	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
第9号（落札者が契約しない）	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
合 計	240	359	969	85	11	6	592	2,262	100.0



随意契約の状況を適用条項別(「第1号」を除く。)にみると、「第2号(入札不適)」が546件(24.1%)と最も多く、次いで「第3号(社会福祉関連)」が94件(4.2%)、「第5号(緊急)」が57件(2.5%)、「第6号(入札不利)」が14件(0.6%)となっている。

なお、「第2号(入札不適)」を根拠とした546件のうち、理由として最も多かったものは、「その業務が特別な性質又は目的を持つため」の208件(9.2%)で、次に「業務に精通しているため」が140件(6.2%)、「他者では納入できないため」が98件(4.3%)であった。

また、当該546件を契約種別でみると、440件(80.6%)が委託(草刈・コンサルを除く)契約であった。

(4) 見積り合わせを行った契約における業者との契約継続年数

複数業者による見積り合わせを行い契約締結したもので、業者との契約継続年数について確認したところ、3年以上継続して契約しているものは94件で、そのうち93件が委託契約によるもので、契約種別でみると、草刈・コンサルを除く委託業務において、3年以上継続して契約している件数が87件であった。

節	契約種別	同一の業者との契約の継続年数(長期継続契約除く)				
		1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	合計
13	委託(草刈・コンサルを除く)	16	9	48	30	103
	委託(草刈)	0	2	4	0	6
	委託(コンサル)	0	0	0	0	0
	小計	16	11	52	30	109
15	工事	0	1	0	0	1
	合計	16	12	52	30	110

(5) 長期継続契約の状況

① 支出科目別

飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(以下「条例」という。)等に基づき、長期継続契約を適用しているものは、委託が79件、リースが2件であった。

支出科目別	13節	14節	合計
	委託	リース	
件数	79	2	81

②対象委託業務別

長期継続契約を締結しているものについて対象業務別に分類したところ、警備（機械警備を含む。）に関するものが20件、次いで空調設備保守点検が12件、消防設備保守点検が8件と、施設管理に関する業務において長期継続契約を活用しているものが多く、その他、事業運営等に関する長期継続契約も見受けられた。

支出科目別	対象業務	件数	備考
13 節	警備(機械警備を含む)	20	
	空調設備保守点検	12	
	消防設備保守点検	8	
	浄化槽保守点検等	7	
	電算システム保守等	7	
	エレベーター保守点検	6	
	電気工作物保安管理	5	
	バス運行	2	
	施設清掃管理	1	
	その他機械等保守	5	印刷機等
	その他	6	事業管理等
	小 計	79	
14 節	機器等借上	2	防犯灯・印刷機
	合 計	81	

(6) 長期継続契約以外の複数年契約について

①長期継続契約が可能と思われる契約

単年度で契約しているものについて、既に長期継続契約を締結している業務及び契約名を参考に、長期継続契約の締結の可能性を判断したところ、締結が可能と思われるものは247件で、そのうち102件は、5年以上同一の相手方と契約を締結していた。

また、見積り合わせを行った契約145件のうち5年以上同一業者と継続して契約しているものが46件(31.7%)、単独見積りを行った契約102件のうち5年以上同一業者と契約を締結しているものが56件(54.9%)であった。

継 続 年 数	見積り合わせ	単独見積り	合計
1年以下	92	36	128
1年超～5年未満	7	10	17
5年以上～10年未満	26	24	50
10年以上	16	31	47
不明（5年以上継続）	4	1	5
合 計	145	102	247

②長期継続契約を締結しない理由

長期継続契約が可能と思われる契約で同一業者と複数年継続して契約している 119 件について、長期継続契約としない理由について確認したところ、「効果がない」が 39 件と最も多く、次いで「要件に該当しない」が 21 件で、その他「該当するか不明瞭なため」が 19 件、「特に理由はない」が 19 件であった。

また、効果がないに回答したもののうち多くが、長期継続契約を締結しても財政的な効果が見られないことを理由としていたが、その検証はされていなかった。

理 由	件数
1. 要件に該当しない	21
2. 次回契約より長期継続契約へ変更予定	2
3. 該当するか不明確なため	19
4. 手続きすることにより事務の増加が見込まれたため	0
5. 効果がない	39
6. 特に理由はない	19
7. その他（毎年見直しを行っている等）	19
合 計	119

2 実地監査による監査結果

【実査対象件数】

節	契約種別	件数	主な着眼点			
			随契理由	長期継続契約事務処理	長期継続契約可能性	予定価格の設定
11	物 品	5	5	-	-	-
	修 繕	71	71	-	-	-
	小 計	76	76	-	-	-
13	委託(草刈・コンサルを除く)	202	61	35	122	-
	委託(草刈)	106	4	-	-	106
	委託(コンサル)	3	3	-	-	0
	小 計	311	68	35	122	106
14	リ ー ス	1	-	1	-	-
15	工 事	25	25	-	-	-
合 計		413	169	36	122	106

※複数該当あり

【検討改善事項の件数】

節	契約種別	実 査 件 数	談 当 条 項 誤 り	理 由 不 適	長 期 継 続 契 約 事 務 誤 り	決 裁 誤 り	そ の 他 不 適 切 な 事 務 処 理
11	物 品	5	0	3	-	0	0
	修 繕	71	2	1	-	0	3
	小 計	76	2	4	-	0	3
13	委託(草刈・コンサルを除く)	202	1	1	0	13	0
	委託(草刈)	106	0	0	-	2	1
	委託(コンサル)	3	0	0	-	0	0
	小 計	311	1	1	0	15	2
14	リ ー ス	1	0	0	0	0	0
15	工 事	25	0	0	-	0	3
合 計		413	3	5	0	15	8

(1) 随意契約理由書について

随意契約理由書の内容を確認したところ、施行令第167条の2第1項第2号を適用したものにおいて「設置業者または開発業者である」、「メーカー以外に対応できない」、「業務に精通している」あるいは「過去の実績がある」などを根拠とし契約を締結している事例が多数散見され、その内容については、ほとんどが見直しを行っていなかった。

また、理由が不適切であったものは5件で、その内容として、夏の熱中症を防止するため、エアコンを至急購入する必要性があることを理由に施行令第167条の2第1項第

5号(緊急)を適用し契約を締結していたが、購入時期は2月であったものや、特別仕様にて発注した物品を再度購入する際、同一業者に発注することでデザイン料が削減でき単価の減が生じるため入札することは不利であるという理由で施行令第167条の2第1項第6号(入札不利)を適用し契約をしていたが、単価は減額されていなかったものなどが挙げられる。

(2) 事務処理について

① 専決者について

飯塚市事務決裁規程別表第1によれば、処理する金額に応じ事務の専決者が定められているが、規定された専決者によらないものが15件確認された。

② 長期継続契約について

長期継続契約を締結しているもののうち抽出した36件について、仕様書における特約条項の記載等、事務処理内容を確認したところ、適切な事務処理が行われていると認められた。

なお、一部の印刷機保守点検委託業務においては、長期継続契約期間中に印刷機を新たに買替えたにもかかわらず契約の見直しを行っていなかったため、付随する無料保証期間が、設定した長期継続契約の契約期間よりも長くなっている事例が見受けられた。

また、単年度にて契約している業務について、仕様書等の業務内容から長期継続契約の適用可能性を確認したところ、機械警備業務、機器保守点検及びシステム保守業務などにおいて締結が可能であると思われるものが散見された。未適用の理由を聴取したところ、「可能かどうかの判断ができなかった」「特に意味はない」などとの回答があり、長期継続契約に関する関心の薄さ及び理解不足があることが認められた。

(3) 草刈業務について

確認事項		件数	備考
予定価格の決定方法	市の単価表による	49	
	参考見積(1者)による	57	左記のうち面積を把握していないもの16件
契約時期	4月～6月	41	4月:9件/5月:15件/6月:17件
	7月～9月	45	7月:16件/8月:13件/9月:16件
	10月～12月	17	10月:14件/11月:3件
	1月～3月	3	1月:1件/2月:2件
隣接区域を分割したもの		6	左記のうち同一業者に発注したもの5件

予定価格の設定については、市の単価表によるものが49件、参考見積書の徴取によるものが57件で、参考見積書の徴取により予定価格を決定しているもののうち、担当課において施工面積を把握していないものが16件確認された。

単価表により予定価格を決定した一部の設計書について、内容を確認したところ、設計書に記載された面積と計測システムにより算出した面積に大きな乖離があるものが見受けられた。担当者に確認したところ、参考見積書の金額を市の基準単価で割り戻すことにより、面積を逆算したとのことで、単価表による設計においても面積を把握していないものが見受けられた。

次に、発注方法について確認したところ、隣接する草刈区域を複数に分割したものが6件あり、そのうち同一業者へ発注したものが5件あった。

また、同一区域の草刈りで発注時期のみが異なる契約において、設計書の単価及び面積を変更することにより、予定価格を施行令第167条の2第1項第1号の随意契約の限度額(以下「限度額」という。)内である50万円以下に抑え、入札を避けたと思料されるものが3件確認された。

その他、3者による見積り合わせを行う場合の業者選定において、一部業者の選定回数が他の業者に比べ、著しく多い所管課があった。

なお、仕様書において刈草にかかる処分の方法を指示しているにもかかわらず、その履行を確認されていないものが散見された。

(4) 工事等の発注における事務について

保守点検業務、工事等における契約において、契約規則等に定められた手続きを行うことなく一括にて発注し、業務等の完了後に随意契約の限度額内となるよう分割して予定価格の設定及び契約書を作成したものが2件あった。

また、同一内容の業務にもかかわらず、消費税率の改正前後において、設計書の単価が異なるものが3件確認された。これは、消費税率の改正により、改正後の設計金額が随意契約の限度額を超えることを避けるために、算定基礎となる単価を減額し、金額を調整したものであった。

第3 ちすび

第3 むすび

法第234条によれば、地方自治体の契約の締結は「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定されている。そのうち指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法は、同条第2項において「政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」とされ、このことから、地方自治体が契約を締結する場合は、一般競争入札の方法によるものが原則であり、随意契約などそれ以外の方法による契約は例外であることを念頭に置かなければならない。

特に、随意契約は、競争入札等他の契約に比べ、簡易な手続きで実施事業の目的に合った契約の相手方を決定し業務の履行を確保できるものであるが、その運用を誤った場合、契約の公正性が失われ、ひいては市民の信頼を損ねることになりかねない。このため、適正な事務を執行するために、法はもとより市が定める契約規則等を遵守し、常に高い倫理意識をもって説明責任を果たすことができるよう業務を遂行することが求められている。

行政監査のテーマを、「契約事務について」と広範囲に設定した理由として、本市における契約の締結は、契約規則及び飯塚市随意契約指針(以下「指針」という。)をはじめとした規定に基づき手続きが行われているが、これまでの定期監査において、所管部署にて手続きした随意契約に不適切な事例が散見されていたことから、横断的に監査を実施する機会を設けたものである。

事前に調査票による調査を経て、実地監査の対象とする契約を絞り、その結果は前章にて述べたとおりであるが、個別に改善及び検討を要望した契約についてのみならず、本市における契約事務の問題点を包括的に分析し、契約行為にかかる事務全般の適正化を図り、業務の効率化及び歳出の削減につなげていかれるよう要望する。

なお、今回の監査を行った結果、個別の契約事務における不適切な事例で改善を要するもの及び全庁的に改善及び検討すべき事項が見受けられたものについて、次に意見を述べる。

1 分割発注について

分割発注については、市内中小企業の育成、受注機会の確保といった観点からその方法を選択することはあり得ることであるが、その手続は公平性及び透明性を確保するため、適正に行わなければならない。

しかしながら、一部工事請負契約等において、合理的な理由なく、入札を逃れるために契約金額を分割して処理したと思料されるものが散見された。

そのうち1事例においては、予算措置のないまま発注され、事後に予算の流用を行い処理していたものがあった。緊急案件のため入札の手続きを行ういとまがなかったためとのことであったが、経緯を確認したところ、以前からの懸案事項の解消のために行った工事であり、工事計画等を策定することにより計画的に実施できたものと判断できる。

合理的な理由なく分割にて発注する行為は、法令の規定に反したものであるため、今

後、適切な工事計画のもと処理を行われたい。

2 契約金額の妥当性について

消費税率改定による契約金額の増額に伴い、随意契約の限度額内におさまらないと判断されたものについて、合理的な理由なく単価を減額することにより、契約金額を随意契約の限度額内におさめたものが確認された。限られた予算内で執行するために、当初の予定額を超えない設定をせざるを得ない状況があったことは考慮されるが、このような金額調整は、相手方との調整がなければ不可能であり、癒着、不正につながりかねない。

今後、説明責任を果たすことのできるよう、金額の妥当性について判断した根拠を示し、適正に処理されたい。

3 予定価格の妥当性について

契約規則第 18 条第 2 項によれば「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮し適正に定めなければならない。」と規定されている。

予定価格の決定については、1 者による随意契約において、参考として徴取した見積書の金額をそのまま採用し、同額にて契約を締結しているものが散見された。

複数の相手方から参考見積書を徴取した場合、見積価格の比較等により、金額の妥当性についての判断は可能であるが、1 者による随意契約においては、民間における実施価格等の情報を収集及び業務ごとの積算基準を設定することにより、予定価格の妥当性を判断し、公正性を確保されたい。

4 草刈業務委託について

草刈業務委託については、草刈区域の分割、発注時期及び単価の調整により随意契約の限度額内におさめたものが散見された。所管部署に確認したところ、草刈りに係る競争入札は年に 2 回しか予定されておらず、時期を逃せば入札ができないため、随意契約が可能な金額の設定を行っているという回答が多数認められた。

予定価格の設定については、行政経営部財政課が示す伐採年度別単価表（基準単価）によるものと参考見積書の徴取によるものに分かれた。発注する草刈面積を正確に把握せず徴取した参考見積書の金額をそのまま採用しているものや、参考見積書の金額を基準単価で割り戻して設計書の草刈面積を算出したため、地図で示した実面積と乖離しているものなどが散見された。実面積と設計書の面積が乖離しているものについては、実面積に基準単価を乗じた場合、随意契約の限度額を超えるため、やむを得ず調整を行ったとの説明を受けた。

これらのことから、契約金額の妥当性には疑義があり、業者選定時における相手方の偏りも見受けられたことから、契約の透明性、公正性が確保されていない状況であると

判断され、これは、不正の発生や業者との癒着に繋がりにかぬないため、早急に解消すべきである。

また、所管部署においては、マッピングシステム等を活用し、発注面積を正確に把握することにより積算基準を明確にしたうえで、予定価格の妥当性を検証されたい。

なお、恣意的な分割発注の防止、適正金額での発注を行うために、総務部契約課に対し、現在の入札スケジュールについて見直しを図られたい。

5 随意契約の理由の妥当性について

随意契約による契約の方法は、契約の例外であることを十分に認識し、その契約の締結手続きには、経済性、効率性、公平性及び透明性を確保しなければならない。適正な契約の執行については、総務部契約課より再三にわたり注意喚起がなされ、指針においてその必要性や競争入札の導入可能性を検討するよう求められている。

法施行令第167条の2第1項第2号を適用した契約については、従前からの実績や業務に精通していることを理由としているが、前例踏襲、慣例として随意契約を選択しているものが多く、見直しも行われていなかった。これは、他の相手方の参入の可能性を阻害し、金額の競争性も失われてしまうことから、安易に随意契約の方法を取らず、適用の判断を慎重に行うべきであり、継続的に1者による随意契約を行っている部署においては、定期的な見直しを行われたい。

また、随意契約理由書における単純なチェック漏れも散見されることから、管理監督者においては、内容について厳格な審査を実施されたい。

6 長期継続契約の積極的な活用について

長期継続契約を導入している契約については、事務処理に誤りはなく、事務効率の面で一定の効果が見受けられた。

しかしながら、監査の過程において、長期継続契約制度に関する知識不足により導入の判断ができないとして、単年度契約を繰り返している部署がある一方、施設の維持管理委託等について長期継続契約を積極的に導入している部署もあり、担当職員の知識の差により長期継続契約の導入状況に差が生じていた。

本市においては、条例及び事務取扱要綱等により運用ルールを定めてはいるが、残念ながら制度の理解が浸透しているとは言い難いことから、市における長期継続契約の導入事例について情報を共有し、具体的かつ詳細な判断基準を示すことにより、更なる制度の周知に努められたい。

7 その他の契約について

今回の監査において、物品の購入、委託、修繕、工事請負等以外のその他の契約（手数料、賃借料等）の締結の方法については、所管部署に判断が任されているため手続きの判断が難しく、適切な事務処理の方法がわからないという意見が多くの部署から寄せ

られた。

これは、定期監査実施時においても不適切な事例が見受けられていることから、看過できない状況にあると思料される。

契約規則第3条第1項によれば「契約担当課長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため、当該事務の処理について、必要な調整を行うものとする。」と規定されており、総務部契約課は契約の統括課であることから、今後、その他の契約事務についても指針などを示し、指導性を発揮されたい。

8 事務決裁について

施行令第167条の2第1項第2号を適用した随意契約にかかる事務決裁において、契約課長の専決によるべきものを所管部長により決裁したものが見受けられた。所管部署に対する聴取によれば、過去に所管部署と契約課における協議のもと、別途決裁を取り、決裁権者を変更したものであるとのことであったが、その経緯に関する事績は残されておらず、別途決裁の有効性は示されなかった。

「飯塚市事務決裁規程」は、市長の権限に属する事務の決裁について必要な事項を定めたものであり、事務の能率的な処理と責任の所在を明確にすることを目的としており、決裁責任者を変更することは、この訓令に定められた責任範囲を変更することとなり、その整合性を欠くことから、今後適正に処理されたい。

9 随意契約の締結にかかる事務の適正化へのさらなる取組について

随意契約の締結の方法については、総務部契約課が作成した指針等により、その手続きの方法が詳細に示され、事務の執行がなされているところである。

しかしながら、今回の監査の過程において、3者による見積り合せと指名競争入札が同一の方法であると認識している職員や長期継続契約に関する知識がない職員、長期継続契約と債務負担行為の違いが判断できない職員等、特に契約事務にかかる経験年数が浅い職員において、基礎的な知識が不足している状況が認められた。

現在、総務部契約課においては、コンプライアンス研修の実施による職員の意識改革、契約規則及びマニュアルの改正など事務の効率化・適正化に向け、随時取り組まれているところであるが、さらなる事務の適正化を図るため、実務的な研修会の実施等について検討されたい。

第4 資 料

○飯塚市契約規則【一部抜粋】

平成18年3月26日

飯塚市規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、本市が締結する売買、請負その他の契約に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法(昭和22年法律第67号)をいう。
- (2) 施行令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。
- (3) 契約者 市と契約を締結する相手の者をいう。
- (4) 入札者 契約者となるため入札をする者をいう。
- (5) 契約事務担当課長 契約事務を分掌する総務部契約課の長をいう。
- (6) 入札執行者 入札執行の開始から完了までの入札執行責任者をいう。

(H24—12—改)

(契約事務の調整等)

第3条 契約事務担当課長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため、当該事務の処理について、必要な調整を行うものとする。

2 契約事務担当課長は、契約に関する事務の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、課長又は法第180条の2の規定により委任若しくは補助執行させたい職員に対し、その所掌事項に係る契約事務の状況について調査し、又は当該事務の処理について必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

3 入札執行者は、契約事務担当課長とする。ただし、契約事務担当課長が、公務その他やむを得ない事情により入札執行できない場合は、契約事務担当課長があらかじめ指名した者又は契約事務担当課の所属職員のうち上席の職員がその職務を代行する。

(H24—12—改)

(飯塚市工事請負業者選考委員会への付議)

第8条 1件の設計金額が5,000万円以上の工事の契約において、一般競争入札を行おうとするとき、又は契約事務担当課長が必要と認めるときは、別に定める飯塚市工事請負業者

選考委員会に諮らなければならない。ただし、緊急を要するとき、又は市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(H22—38、R2—3一改)

(予定価格の作成)

第17条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、その一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定しなければならない。

2 前項の規定により価格を予定した場合は、その予定価格調書を封かんし、開札場所に置かななければならない。

3 前項の規定は、入札前に予定価格を公表する場合には、適用しない。

(予定価格の決定方法)

第18条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。

ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約又は総額をもって定めることが不利又は不相当と認められる契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

第4章 随意契約

(随意契約の限度額)

第41条 施行令第167条の2第1項第1号の規定により定める金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(予定価格の決定)

第42条 随意契約によろうとするときは、第17条の規定に準じ、予定価格をあらかじめ定めなければならない。

(見積書の徴取)

第43条 随意契約によろうとするときは、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2以上の者から見積りを徴さなければならない。

(見積書徴取の省略)

第44条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人と契約を締結するとき。
- (2) 法令により価格の定められている物品を購入するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、目的及び性質により見積書を徴する必要がないと市長が特に認めるとき。

(H20—60—改)

(随意契約の内容等の公表)

第45条 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定により随意契約を締結しようとし、又は締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 発注の見通し
- (2) 契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申請方法(施行令第167条の2第1項第4号の規定により随意契約を締結しようとする場合に限る。)
- (3) 契約の締結状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(一般競争入札に関する規定の準用)

第46条 第8条の規定は、随意契約の場合に準用する。

○飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

平成21年12月25日

飯塚市条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する条例で定める契約(以下「長期継続契約を締結することができる契約」という。)を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

(1) 事務用機器、業務用機器、自動車その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの

(2) 継続的に役務の提供を受ける契約で、次のいずれかに該当するもの

ア 機械警備業務その他の役務の提供を受ける契約で、その役務の提供に必要な設備等に係る初期投資額の回収に複数年にわたる期間が必要であるもの

イ 施設等の運転管理又は保守その他の役務の提供を受ける契約で、契約の相手方がその役務の提供に係る業務に習熟することに一定の期間を要するもの

ウ ア及びイに掲げるもののほか、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的な役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがある契約で規則で定めるもの

(長期継続契約の契約期間)

第3条 前条に規定する長期継続契約の契約期間は、5年を上限とする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

平成22年3月19日

飯塚市規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、飯塚市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成21年飯塚市条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 条例第2条第2号ウに規定する規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 給食業務に関する契約
- (2) バス運行业務に関する契約
- (3) 電算システム及び機器等の保守に関する契約
- (4) 外国語指導等業務に関する契約
- (5) 専用場外車券発売等に関する契約
- (6) 庁舎等施設における行政サービス業務に関する契約
- (7) 人材派遣による役務の提供を受ける契約
- (8) 浄化槽の保守又は管理に関する契約

(H23—13、H23—55、H25—5、H29—41一改)

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月9日 規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年8月19日 規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月27日 規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年10月11日 規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

